

令和4年4月から子ども医療制度・ 精神障害者医療制度が変わります！



○子ども医療制度○

- 18歳の年度末までの子どもの医療費が無料になります。対象の子どもに対して新しい受給者証を交付します。

改正前（～令和4年3月受診）				改正後（令和4年4月受診～）			
対象者		助成割合	助成方法	対象者		助成割合	助成方法
0歳～中学生	入院	全額	受給者証により 窓口負担が無料	0歳～18歳の 年度末まで	入院	全額	受給者証 により 窓口負担が 無料
	通院				通院		
中学校卒業 ～18歳の年度末 まで	入院	全額	申請により 支給				
	通院			2/3			

※学校の管理下において発生したけがなどについては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により医療費の給付を受けていただくようお願いします。

○精神障害者医療制度○

- 自立支援医療受給者証(精神通院)の通院治療および精神疾患の入院治療の医療費が無料になります。対象者に対して新しい受給者証を交付します。

改正前（～令和4年3月受診）				改正後（令和4年4月受診～）			
対象者		助成割合	助成方法	対象者		助成割合	助成方法
自立支援医療 受給者証 (精神通院) 所持者	通院	1/2	申請により 支給	自立支援医療 受給者証 (精神通院) 所持者	通院	全額	受給者証 により 窓口負担が 無料
	精神疾患の治療で入院 された方で、診断書の 提出により認定がある方			入院	精神疾患の治療で入院 された方で、診断書の 提出により認定がある方		

- 精神障害者保健福祉手帳所持者について、令和4年4月からの受給者証の更新時より「障害者医療費受給者証」から「精神障害者医療費受給者証」になります。

(令和6年3月までに自立支援医療受給者証(精神通院)の認定が必要です)

改正前（～令和4年3月受診）			改正後（令和4年4月受診～）		
対象者		助成内容	対象者		助成内容
精神障害者 保健福祉手帳 1・2級所持者	入院	全ての疾病 について助成 (全額現物給付)	精神障害者保健 福祉手帳1・2級 かつ 自立支援医療受給者証 (精神通院) 所持者	入院	全ての疾病 について助成 (全額現物給付)
	精神障害者 保健福祉手帳 3級所持者			通院	